

災害発生時における消防救助活動及び応急対策業務等の
応援に関する協定締結について

このことについて、令和6年5月7日（火）、武蔵村山市災害活動応援隊と「災害発生時における消防救助活動及び応急対策業務等の応援に関する協定」を締結いたしました。

締結した協定は、別紙のとおりです。

災害発生時における消防救助活動及び応急対策業務等の応援に関する協定

武蔵村山市(以下「甲」という。)と武蔵村山市災害活動応援隊(以下「乙」という。)とは、武蔵村山市内で地震、風水害、火災等の大規模災害が発生したとき(発生するおそれがあるときを含む。(以下「災害発生時」という。))において、甲が行う消防救助活動及び応急対策業務等への乙の応援について、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、武蔵村山市内において、災害発生時に甲が行う消防救助活動及び応急対策に関し、乙が支援する活動(以下「応援活動」という。)について、必要な事項を定めることにより、災害発生時の消防救助活動等を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

(支援内容)

第2条 応援活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 武蔵村山市消防団の支援活動
- (2) 避難誘導活動
- (3) 救助支援活動
- (4) 避難所運営活動
- (5) 物資搬送活動
- (6) その他必要な活動

(応援要請)

第3条 甲は、災害発生時に乙の支援が必要であると認めるときは乙に応援要請を行い、後日、速やかに応援要請書(様式第1号)を提出するものとする。

2 甲と乙は、前項の応援要請の方法について、あらかじめ定めておくものとする。

(応援活動の実施)

第4条 乙は、前条の規定による応援要請を受けたときは、特別な事情がない限り、要請に基づき応援活動を実施するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙が応援活動に要した費用は、原則として甲の負担とする。ただし、活動又は費用の内容によっては別途甲乙協議の上、決定するものとする。

(活動報告及び請求)

第6条 乙は、応援活動を完了したときは、速やかに応援活動完了報告書(様式第2号)により甲に報告するものとし、合わせて応援活動に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第7条 応援活動の実施に伴い損害が生じたときは、甲がその賠償の責を負うものとする。ただし、乙が甲から要請された応援活動の範囲を超えた活動により発生した損害については、この限りでない。

(従事者の災害補償)

第8条 甲は、応援活動に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号)の例により、これを補償するものとする。ただし、他の法令等により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(訓練等)

第9条 甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、平常時において訓練及び研修に努めるものとする。

(資機材の貸与)

第10条 甲は、ヘルメット等の応援活動に必要な資器材を選定し、乙に貸与する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義を生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 6 年 5 月 7 日

甲 武蔵村山市
武蔵村山市長

山崎泰大

乙 武蔵村山市災害活動応援隊
会長

宮崎茂夫

第1号様式(第3条関係)

第 号
年 月 日

武蔵村山市災害活動応援隊
会長 殿

武蔵村山市長

支援要請書

このことについて、災害時における消防救助活動及び応急対策業務等の支援に関する協定書第3条に基づき下記のとおり支援を要請します。

記

活動内容	
日時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで
場所	
その他	

第2号様式(第6条関係)

災害活動報告書

このことについて、災害時における消防救助活動及び応急対策業務等の支援に関する協定書第6条に基づき下記のとおり報告いたします。

記

活動内容	
日 時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで
場 所	
その他	

年 月 日

武蔵村山市長

殿

武蔵村山市災害活動応援隊
会長